

2009年6月11日 全5頁

# 金融機関における有価証券の減損基準（1）

## 一 調査総評

制度調査部  
鈴木 利光

### 金融機関における有価証券の減損基準、緩和の方向へ？

#### [要約]

- 2008年度は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなったものと考えられる。そのことは、国税庁が2009年4月3日に、会計上において計上した減損損失を税務上も損金算入しやすくするために、「上場有価証券の評価損に関するQ&A」を公表したことからも窺われる。
- そこで、本稿では、金融機関（主に銀行）の2009年3月期における有価証券の減損基準について、2008年3月期との比較を調査した。金融機関を調査対象としたのは、他の業種と比較して有価証券の減損基準を細かく定めているからである。結論として、調査対象の金融機関71社のうち、7社が減損基準を緩和している。

#### 【目次】

- I. はじめに (P1)
- II. 有価証券の減損処理の概略 (P2)
- III. 金融機関における有価証券の減損基準の動向 (P3)

#### I. はじめに

- 2008年度は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなったものと考えられる。そのことは、国税庁が2009年4月3日に、会計上において計上した減損損失を税務上も損金算入しやすくするために、「上場有価証券の評価損に関するQ&A」を公表したことからも窺われる。
- そこで、本稿では、金融機関（主に銀行）の2009年3月期における有価証券の減損基準について、2008年3月期との比較を調査した。金融機関を調査対象としたのは、他の業種と比較して有価証券の減損基準を細かく定めているからである。結論として、調査対象の金融機関71社のうち、7社が減損基準を緩和している（※1）。

（※1）株式会社日本格付研究所が格付けを付している金融機関のうち、2009年3月期（2社については2009年2月期）決算短信より、筆者にて有価証券の減損適用基準の調査が可能であった71社を調査対象としている。なお、決算短信の検索範囲の網羅性及び内容の正確性については、確保されていないことを申し添える。

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOP1Xの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

## II. 有価証券の減損処理の概略<sup>1</sup>

- 有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価が著しく下落し、かつ回復の可能性があるとは認められない場合、または実質価額が著しく下落した場合に、その帳簿上の取得原価を決算時点の時価または実質価額に強制的に切下げ、切下げた分の額を損益計算書で損失として処理することをいう（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第20項・第21項参照）。
- 議論の簡略化のため、時価のある有価証券に限定すると、
  - 企業会計上は、時価の下落率が取得原価に比べて50%以上の場合、「著しい下落」に該当し、かつ合理的な反証のない限り時価が取得原価まで回復可能性があるとは認められないことから、減損処理が必要となる（※2）。
  - また、時価の下落率が取得原価に比べて50%未満であっても、状況によっては時価の「著しい下落」があったものとして、回復可能性の判定の対象とされる。そこで、時価の下落率が取得原価に比べて30%以上50%未満の場合は、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落」したと判定するための「合理的な基準」を設け、「著しく下落」したか否かを判断する。
  - 恣意性を排除するため、「合理的な基準」の内容については文書をもって設定しておき、当該基準を継続適用していく必要がある。
  - 「合理的な基準」は、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定することができる。例えば、銀行等が融資先の株式を保有している場合、融資先の自己査定の結果を踏まえて「著しい下落」に該当すると判断することも可能である。
  - 「合理的な基準」に該当した銘柄については、「回復可能性」の判定の対象とする必要がある。
  - 設定した「合理的な基準」については、その内容を注記において説明することが望ましいとされている（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」91・284参照）。

（※2）一方、税務上は、時価の50%以上の下落に加えて、近い将来その価額の回復が見込まれないことが減損処理すなわち損金算入の要件とされている（法基通9-1-7参照）<sup>2</sup>。なお、50%未満の下落率の場合は損金算入が認められる余地はない。

- 後述するとおり、金融機関においては、企業会計上原則として減損処理が義務付けられる「下落率50%以上」の場合のみならず、「下落率30%以上50%未満」の場合でも減損処理を要する場合があるとしているケースが一般的である。したがって、「下落率30%以上50%未満」の場合の減損基準の変更が想定される。
- 以下、昨期の金融機関における「下落率30%以上50%未満」の場合の減損基準について、2008年3月期（2社においては2008年2月期）の場合と比較する。

<sup>1</sup> 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）①～時価がある場合」（鳥毛拓馬/鈴木利光）[090206]

◆大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）②～時価がない場合」（鳥毛拓馬/鈴木利光）[090206]

<sup>2</sup> 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「国税庁、上場有価証券の評価損に関するQ&Aの公表」（鳥毛拓馬）[090407]

### Ⅲ. 金融機関における有価証券の減損基準の動向

#### 1. 2008年3月期に比べて有価証券の減損基準を緩和した金融機関

- 2009年3月期（2社においては2009年2月期）において、2008年3月期（2社においては2008年2月期）に比べて有価証券の減損基準を緩和したと考えられる金融機関は、調査対象金融機関71社のうち、7社であった。図表1を参照されたい。

図表1 2008年3月期に比べて有価証券の減損適用基準を緩和した金融機関

	下落率 30%以上 50%未満の処理		C 要因(考慮対象)		備考
	2008年3月期	2009年3月期	2008年3月期	2009年3月期	
愛知銀行	B	B			「回復可能性」の判定方法を見直し⇒減損処理額が1,065百万円減少
あおぞら銀行	B	C		信用リスク	従来の方法に比べて経常損失及び税金等調整前当期準損失が623百万円減少
阿波銀行	B	C			減損処理額は従来基準に比べて7,078百万円減少
関東つくば銀行	A	B			減損処理額は従来基準に比べて6,401百万円減少
十八銀行	A	B			従来の方法に比べ、当事業年度の時価のある有価証券の減損額は9,037百万円減少
大光銀行	A	B			※減損基準に係る追加情報なし
ふくおかフィナンシャルグループ	A	C		信用リスク	この変更により有価証券の減損額は、17,159百万円減少

（出所）大和総研制度調査部作成

#### 【表記説明】

A=無条件で減損処理（「回復可能性」を考慮しない）

B=無条件で「著しい下落」に該当（「回復可能性」の判定に移行）

C=諸事情を総合考慮し、「著しい下落」に該当するかどうかを判定（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）

## 2. 「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で減損処理をする（していた）金融機関

- 2009年3月期（2社においては2009年2月期）もしくは2008年3月期（2社においては2008年2月期）において、「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で減損処理（「回復可能性」を考慮しない）をする（していた）金融機関は、調査対象金融機関 71 社のうち、12 社であった。図表 2 を参照されたい（「A」がそれに該当する）。なお、黄色を付した金融機関については、図表 1 の金融機関との重複を示している。

図表 2 「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で減損処理をする（していた）金融機関

	下落率 30%以上 50%未満の処理		C 要因(考慮対象)		備考
	2008年3月期	2009年3月期	2008年3月期	2009年3月期	
阿波銀行	A	B			減損処理額は従来の基準に比べて7,078百万円減少
関東つくば銀行	A	B			減損処理額は従来の基準に比べて6,401百万円減少
十八銀行	A	B			従来の方法に比べ、当事業年度の時価のある有価証券の減損額は9,037百万円減少
損害保険ジャパン	A	A			
大光銀行	A	B			※減損基準に係る追加情報なし
東京海上ホールディングス	A	A			
ニッセイ同和損害保険	A	A			
日本興亜損害保険	A	A			
ふくおかフィナンシャルグループ	A	C		信用リスク	この変更により有価証券の減損額は、17,159百万円減少
福邦銀行	A	A			
富士火災海上保険	A	A			
北都銀行	?(記載なし)	A			

(出所) 大和総研制度調査部作成

### 【表記説明】

A=無条件で減損処理（「回復可能性」を考慮しない）

B=無条件で「著しい下落」に該当（「回復可能性」の判定に移行）

C=諸事情を総合考慮し、「著しい下落」に該当するかどうかを判定（該当した場合は「回復可能性」の判定に移行）

### 3. まとめ

- 図表 1・2 のほか、2009 年 3 月期（2 社においては 2009 年 2 月期）もしくは 2008 年 3 月期（2 社においては 2008 年 2 月期）において、「下落率 30%以上 50%未満」の場合に無条件で「著しい下落」に該当するとし、続いて「回復可能性」の判定に移行するとしている（していた）（図表 1・2 の「B」がそれに該当する）金融機関は、調査対象金融機関 71 社のうち、42 社であった（※3）。
- また、2009 年 3 月期（2 社においては 2009 年 2 月期）もしくは 2008 年 3 月期（2 社においては 2008 年 2 月期）において、「下落率 30%以上 50%未満」の場合に諸事情を総合考慮して「著しい下落」に該当するか否かを判定し、該当した場合は「回復可能性」の判定に移行するとしている（していた）（図表 1・2 の「C」がそれに該当する）金融機関は、調査対象金融機関 71 社のうち、22 社であった（※3）。
- なお、調査対象とした 71 社のうち、「下落率 30%以上 50%未満」の場合は「著しい下落」に該当せず、減損処理を要しないとしている（していた）金融機関はなかった。
- 今後、現在「A」や「B」としている金融機関が「C」に有価証券の減損基準を変更する動きが定着するか否かにつき、監査法人の対応とともに注視すべきものとする。

（※3）「B」と「C」の内容については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融機関における有価証券の減損基準（2）－基準内容」（鈴木利光）[090611]

以上